

空き家バンク登録申込書

令和 ○年△△月××日

羽幌町長 様

※土地・建物所有者を記載する。所有者が死亡の場合、所有者と関係性のある方（妻・子どもなど）を記載し、関係が分かる書類（戸籍謄本など）が別途必要。

住所 ○○市△△町×丁目□番地
氏名 ○○ ○○(所有者名記載)

羽幌町空き家バンク制度要綱（以下「要綱」という。）に定める趣旨等を理解し、要綱第4条第1項の規定により、次のとおり空き家バンクへの登録を申し込みます。

記

※契約交渉の形式

- ・直接型：登録者と利用希望者として直接に交渉する形式
- ・間接型：登録者に代わり留萌市にある宅建協会が仲介役となって交渉する形式（仲介手数料有）

1 契約交渉について、次の【(1)直接型・(2)間接型】を選択します。

※(1)又は(2)のいずれかに○を付けてください。

- (1) 契約交渉に係る全てについて、所有者等と利用希望者の両者間で責任をもって行います。
- (2) 契約交渉に係る全てについて、公益社団法人北海道宅地建物取引業協会旭川支部への仲介を依頼するとともに、同支部に対する空き家情報の提供を承諾します。

2 空き家の登録内容は、空き家バンク登録カード（別記様式第2号）に記載のとおりです。

3 要綱第4条第2項第2号に規定する暴力団員ではないことを確約します。

4 空き家の所有権その他売買等を行うことのできる権利を有することを確認するため、担当課が税情報を取得・閲覧することを承諾します。

（注）羽幌町では、空き家に係る情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、所有者等は利用希望者との間で行う空き家の賃貸及び売買に係る交渉・契約等に関しての仲介行為を行いません。仲介を希望される方は、公益社団法人北海道宅地建物取引業協会旭川支部への依頼をお勧めいたします。なお、本支部へ依頼した場合は発生する仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176条）第46条第1項の規定に基づく範囲の額となります。

また、所有者等と利用希望者との両者間で交渉する場合、契約に関するトラブル等については、責任をもって当事者間で解決をお願いします。